

令和3年第1回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第48号

令和3年第1回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和3年2月15日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和3年3月1日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

第 1 1 号議案

総合事務管理システム用 1 4 インチノートパソコン購入契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決に付する。

記

- 1 契約の目的 総合事務管理システムで利用する 1 4 インチノートパソコンの購入
- 2 契約の相手方 東京都立川市曙町二丁目 2 2 番 2 0 号
リコージャパン株式会社販売事業本部西東京支社
西東京 L A 営業部 部長 安藤博之
- 3 契約金額 金 2 5 , 1 2 2 , 9 0 0 円
- 4 契約の方法 指名競争入札（地方自治法施行令第 1 6 7 条第 3 号適用）

（参考）

- 1 種類及び数量 ノートパソコン及び周辺機器 1 3 8 台
- 2 履行期間 契約発効の日から令和 3 年 6 月 3 0 日まで
- 3 財 源 国庫支出金及び一般財源

入 札 経 過 調 書

入 札 日 令和 3 年 1 月 2 8 日

契約番号 5023000392 物品 総合事務管理システム用14インチノートパソコン購入

予定価格 (税込) XXXXXXXXXX

(円)

No.	入 札 業 者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	第 3 回入札額
1	NECフィールドディング株式会社 西東京支店 西東京支店長 木村 聡之 2000017701	辞退		
2	NECキャピタルソリューション株式会社 西東京支店長 中村 寿男 0000000898	辞退		
3	株式会社ライオン事務器 IT事業部 IT事業部長 山名 則之 2000546303	辞退		
4	リコージャパン株式会社販売事業本部 西東 京支社 西東京LA営業部 部長 安藤 博之 0000001025	落札 22,839,000		
5	富士ゼロックス多摩株式会社 営業統括部長 石崎 祥 0000005315	失格		
6	ミツモト商事株式会社 代表取締役 澁谷 哲 2004183700	辞退		
7	株式会社コジマ コジマ×ビックカメラ八王子高倉店 店長 綿貫 亮 2004311000	辞退		
コメント	富士ゼロックス多摩株式会社：入札不参加により失格とする。			落札率 XXXXXXXXXX
選定理由	「電子計算機（パソコン、オフコン等）」に登録があり、取り扱い可能な隣接Aランク1者、三多摩Aランク下位6者の計7者を選定した。			

第12号議案

テレワーク用パソコン購入契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第3条の規定により議会の議決に付する。

記

- 1 契約の目的 多摩市職員のテレワーク用パソコンの購入
- 2 契約の相手方 東京都立川市曙町二丁目22番20号
リコージャパン株式会社販売事業本部西東京支社
西東京LA営業部 部長 安藤博之
- 3 契約金額 金44,415,800円
- 4 契約の方法 指名競争入札（地方自治法施行令第167条第3号適用）

（参考）

- 1 種類及び数量 ノート型シンククライアントパソコン 200台
覗き見防止フィルター 200枚
ディスプレイモニター 20台
- 2 履行期間 契約発効の日から令和3年5月31日まで
- 3 財 源 国庫支出金及び一般財源

第13号議案

多摩市立中央図書館建設工事の請負契約の締結について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 多摩市立中央図書館建設工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都中央区日本橋本町四丁目12番19号
佐藤・常磐開発・三浦特定建設共同企業体
常務執行役員支店長 川端 一知 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金3,341,030,000円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

（参考）

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 の 内 容 | 多摩市立中央図書館建設工事 |
| 2 | 工 事 の 概 要 | 中央図書館整備のための建設工事一式
(1) 土工事
(2) 地業工事
(3) 躯体工事
(4) 内外装工事
(5) 外構工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 東京都多摩市落合二丁目35番地の一部 |
| 4 | 工 事 区 分 | 建築工事 |
| 5 | 工 期 | 契約発効の翌日から令和4年12月28日まで |
| 6 | 財 源 | 市債、一般財源及びその他財源 |

入札見積経過調書

案件番号	2020-00522	件名		
内部発注番号	5021000313	多摩市立中央図書館建設工事		
入札見積締切日時	2021年2月1日 17時00分			
開札日時	2021年2月2日 9時43分			
予定価格	3,341,041,000円			
調査基準価格	非公表			
履行場所	東京都多摩市多摩中央公園(落合2-35)の一部			
業種	0700 建築工事			
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式			
落札者	商号又は名称	佐藤・常磐開発・三浦特定建設共同企業体		
	所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目12番19号		
落札金額	3,037,300,000円			
No	商号又は名称	第1回		備考
1	佐藤・常磐開発・三浦特定建設共同企業体	3,037,300,000円		
		総合点 50点		
		価格点 0.0点		
		技術点 50.0点		
2	村本・朝倉・イワヲ建設共同企業体			
		辞退		
3	東急・京王・今治建設共同企業体			
		辞退		
備考	落札率: 100.0%			

第14号議案

多摩市立中央図書館建設に伴う電気設備工事の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 工事件名 | 多摩市立中央図書館建設に伴う電気設備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都多摩市鶴牧二丁目23番地7
日本電力・吉野建設共同企業体
代表取締役 横倉 利隆 |
| 3 | 契約金額 | 金314,600,000円 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

（参考）

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 工事の内容 | 多摩市立中央図書館建設に伴う電気設備工事 |
| 2 | 工事の概要 | 中央図書館整備のための電気設備工事一式
(1)電灯設備、(2)動力設備、(3)受変電設備、(4)発電設備、
(5)構内情報通信設備、(6)構内交換設備、(7)情報表示設備、
(8)拡声設備、(9)誘導支援設備、(10)テレビ共同受信設備、
(11)防犯カメラ設備、(12)駐車場管制設備、(13)防犯・入退室
管理設備、(14)火災報知設備、(15)構内配電線路、(16)構内通
信線路 |
| 3 | 工事場所 | 東京都多摩市落合二丁目35番地の一部 |
| 4 | 工事区分 | 電気設備工事 |
| 5 | 工期 | 契約発効の翌日から令和4年12月28日まで |
| 6 | 財源 | 市債、一般財源及びその他財源 |

入札見積経過調書

案件番号	2020-00523	件名			
内部発注番号	5021000314	多摩市立中央図書館建設に伴う電気設備工事			
入札見積締切日時	2021年2月1日 17時00分				
開札日時	2021年2月2日 9時45分				
予定価格	342,584,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市多摩中央公園(落合2-35)の一部				
業種	0800 電気工事				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称	日本電力・吉野建設共同企業体			
	所在地	東京都多摩市鶴牧二丁目23番地7			
落札金額	286,000,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	日本電力・吉野建設共同企業体	286,000,000円			
		総合点 40.4点			
		価格点 7.4点			
		技術点 33.0点			
備考	落札率:91.8%				

第15号議案

多摩市立中央図書館建設に伴う給排水衛生設備工事の請負契約の
締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 件 名 | 多摩市立中央図書館建設に伴う給排水衛生設備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都多摩市聖ヶ丘四丁目25番地の6
インスライト・大貫 建設共同企業体
代表取締役 小野沢 一三 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金176,000,000円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

（参考）

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 の 内 容 | 多摩市立中央図書館建設に伴う給排水衛生設備工事 |
| 2 | 工 事 の 概 要 | 中央図書館整備のための給排水衛生設備工事一式
(1) 衛生器具設備工事
(2) 給水設備工事
(3) 排水設備工事
(4) 給湯設備工事
(5) 消火設備工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 東京都多摩市落合二丁目35番地の一部 |
| 4 | 工 事 区 分 | 給排水衛生設備工事 |
| 5 | 工 期 | 契約発効の翌日から令和4年12月28日まで |
| 6 | 財 源 | 市債、一般財源及びその他財源 |

入札見積経過調書

案件番号	2020-00524	件名			
内部発注番号	5021000315	多摩市立中央図書館建設に伴う給排水衛生設備 工事			
入札見積締切日時	2021年2月1日 17時00分				
開札日時	2021年2月2日 9時46分				
予定価格	179,124,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市多摩中央公園(落合2-35)の一部				
業種	0900 給排水衛生工事				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称	インスライト・大貫 建設共同企業体			
	所在地	東京都多摩市聖ヶ丘四丁目25番地の6			
落札金額	160,000,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	インスライト・大貫 建設共同企業体	160,000,000円			
		総合点 29.6点			
		価格点 1.6点			
		技術点 28.0点			
備考	落札率:98.3%				

第16号議案

多摩市立中央図書館建設に伴う空気調和設備工事の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 工事件名 | 多摩市立中央図書館建設に伴う空気調和設備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都立川市柴崎町二丁目25番3号
八重洲・西川建設共同企業体
代表取締役 長谷川 福夫 |
| 3 | 契約金額 | 金325,930,000円 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

（参考）

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 工事の内容 | 多摩市立中央図書館建設に伴う空気調和設備工事 |
| 2 | 工事の概要 | 中央図書館整備のための空気調和設備工事一式
(1) 冷暖房設備工事
(2) 換気設備工事
(3) 自動制御設備工事 |
| 3 | 工事場所 | 東京都多摩市落合二丁目35番地の一部 |
| 4 | 工事区分 | 空気調和設備工事 |
| 5 | 工期 | 契約発効の翌日から令和4年12月28日まで |
| 6 | 財源 | 市債、一般財源及びその他財源 |

入札見積経過調書

案件番号	2020-00525	件名			
内部発注番号	5021000316	多摩市立中央図書館建設に伴う空気調和設備工事			
入札見積締切日時	2021年2月1日 17時00分				
開札日時	2021年2月2日 9時35分				
予定価格	464,068,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市多摩中央公園(落合2-35)の一部				
業種	1000 空調工事				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称	八重洲・西川建設共同企業体			
	所在地	東京都立川市柴崎町二丁目25番3号			
落札金額	296,300,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	八重洲・西川建設共同企業体	296,300,000円			
		総合点 56.8点			
		価格点 26.8点			
		技術点 30.0点			
2	大成設備・東洋建設共同企業体	315,000,000円			
		総合点 53.8点			
		価格点 22.8点			
		技術点 31.0点			
3	イシイ設備工業・東海管工建設共同企業体	379,850,000円			
		総合点 26点			
		価格点 9.0点			
		技術点 17.0点			
備考	落札率: 70.2%				

第17号議案

多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の指定管理者の指定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定する。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 多摩市立市民活動・交流センター
 - (2) 多摩市立多摩ふるさと資料館
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
多摩コミュニティパートナーズ
代表団体 株式会社ギオン
神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目5番1号
- 3 指定の期間
令和3年7月1日から令和7年3月31日まで

第18号議案

多摩市総合オンブズマンの委嘱につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市総合オンブズマンに委嘱したいので、多摩市総合オンブズマン条例（平成21年多摩市条例第47号）第9条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

多摩市総合オンブズマン萩原恵子氏は、令和3年3月31日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
新岡 章子	東京都渋谷区	

第19号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

多摩市農業委員会委員に欠員が生じ、後任の候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
増田 保治	多摩市	

第20号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

人権擁護委員の候補者として、鹿沼順氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
鹿沼順	多摩市	

第 2 1 号議案

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、下記の路線を廃止する。

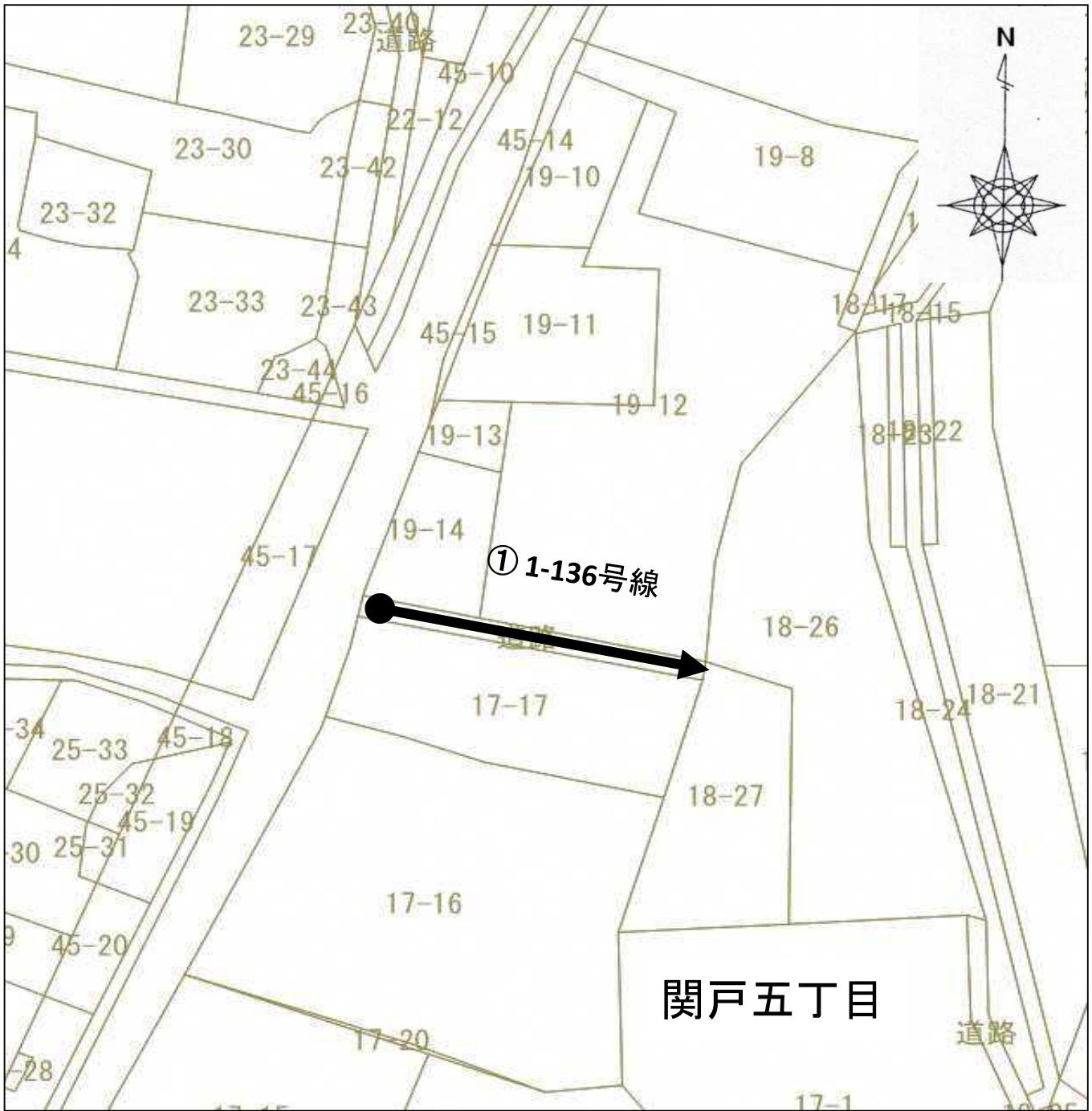
記

廃止路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
1	1 - 1 3 6 号線	起 点	関戸五丁目 1 7 番 1 7 地先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 である。
		終 点	関戸五丁目 1 9 番 1 2 地先	
2	1 - 1 0 3 1 号線	起 点	関戸五丁目 1 9 番 3 地先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 である。
		終 点	関戸五丁目 1 8 番 2 6 地先	
3	1 - 1 0 3 2 号線	起 点	関戸五丁目 1 8 番 2 5 地先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 である。
		終 点	関戸五丁目 1 7 番 1 地先	
4	1 - 1 0 5 0 号線	起 点	関戸六丁目 2 2 番 1 1 地先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 である。
		終 点	関戸六丁目 2 8 番 1 地先	
5	3 - 1 0 1 0 号線	起 点	連光寺一丁目 1 4 番 2 9 地先	起 点 ・ 終 点 地 番 は 認 定 当 初 の 地 番 である。
		終 点	連光寺一丁目 1 6 番 7 1 地先	

廃止路線土地所在図

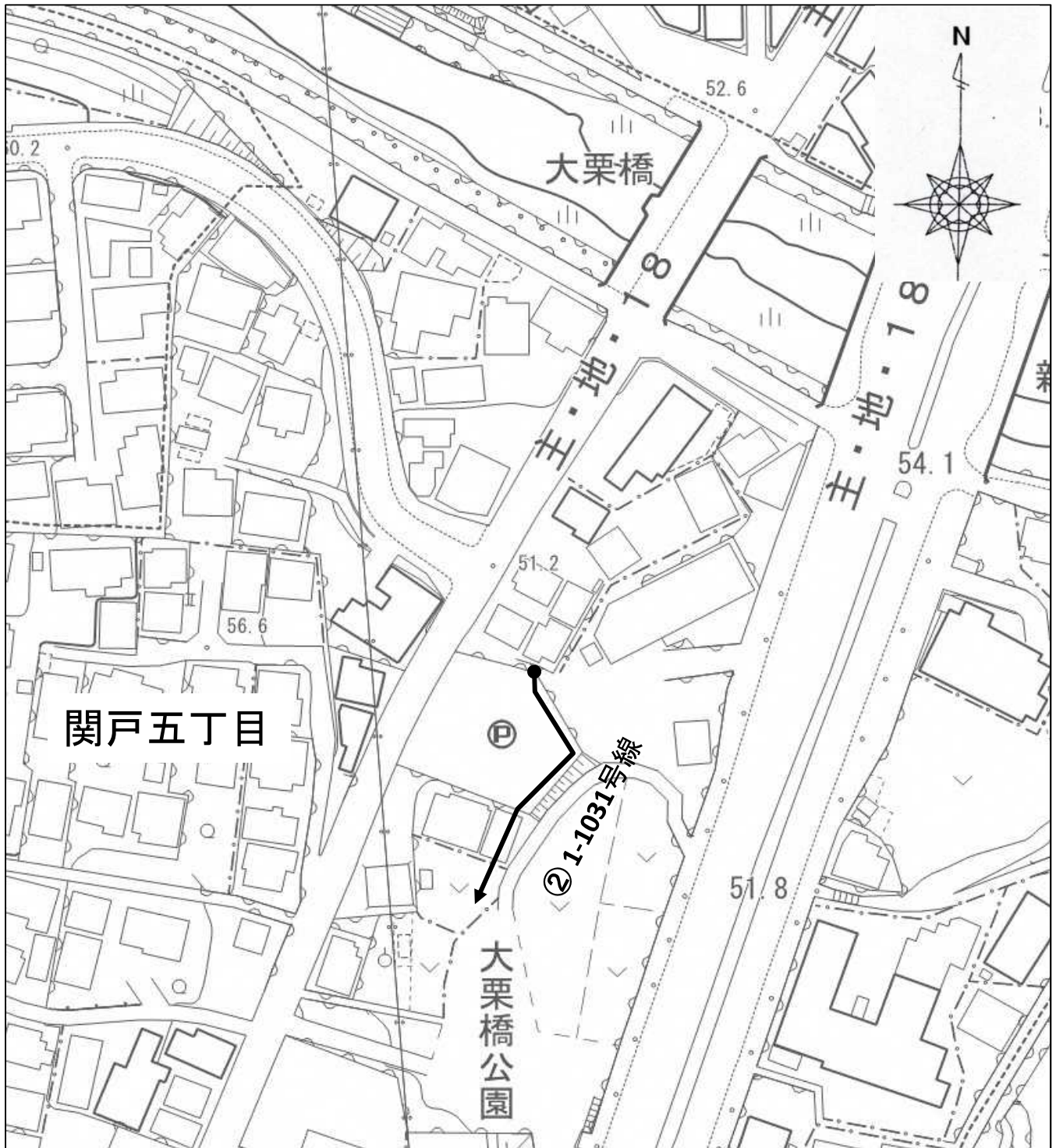
① 1-136号線



縮尺 1/500

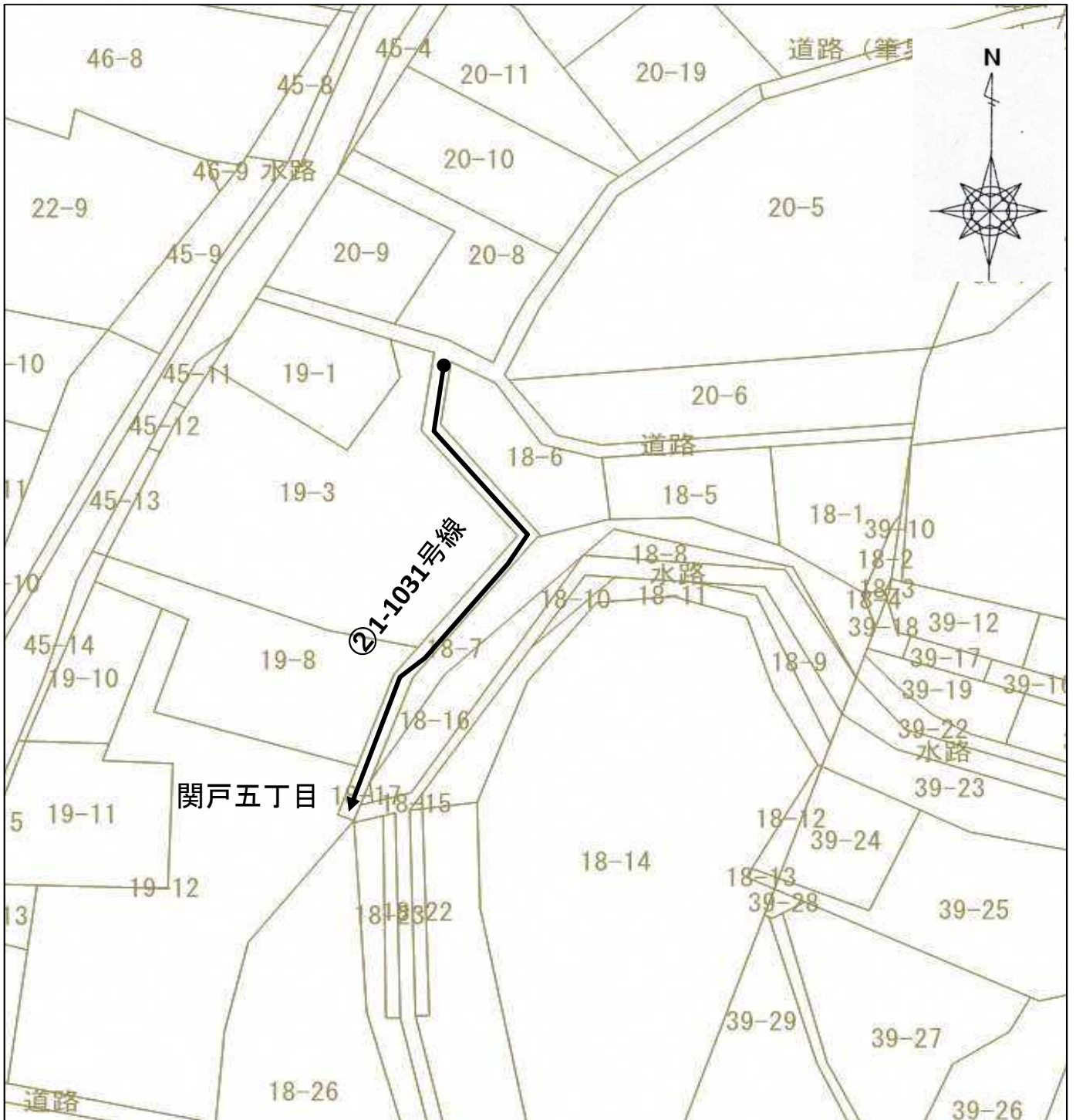
凡例	
起点	
終点	

② 1-1031号線



凡例	
起点	●—
終点	—→

② 1-1031号線



縮尺 1/500

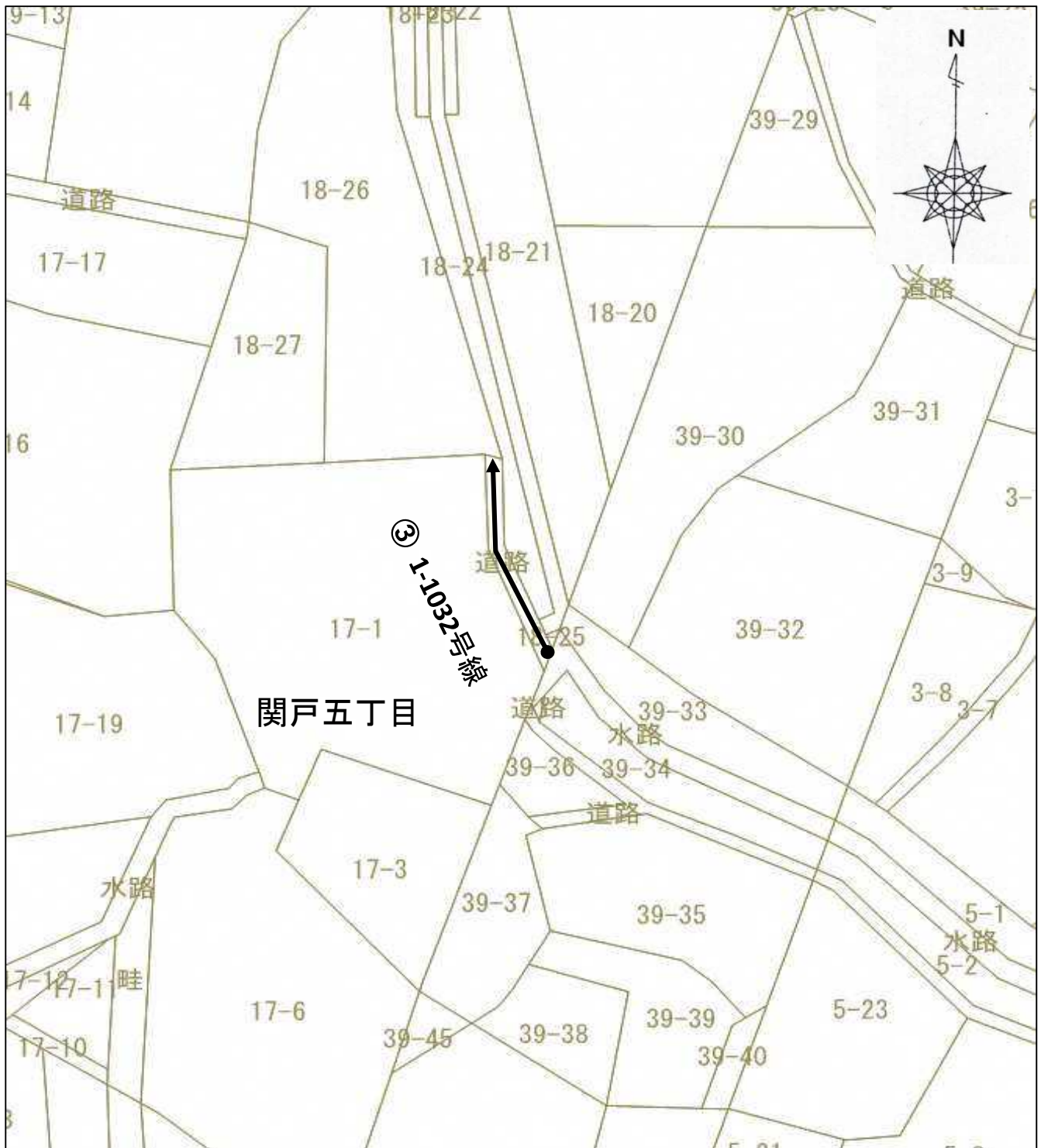
凡例	
起点	●——
終点	——→

③ 1-1032号線





凡例	
起点	●—
終点	—→

③ 1-1032号線



縮尺 1/500

凡例	
起点	
終点	

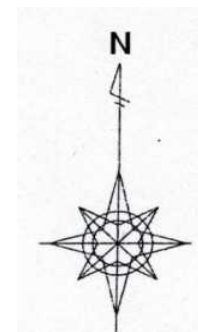
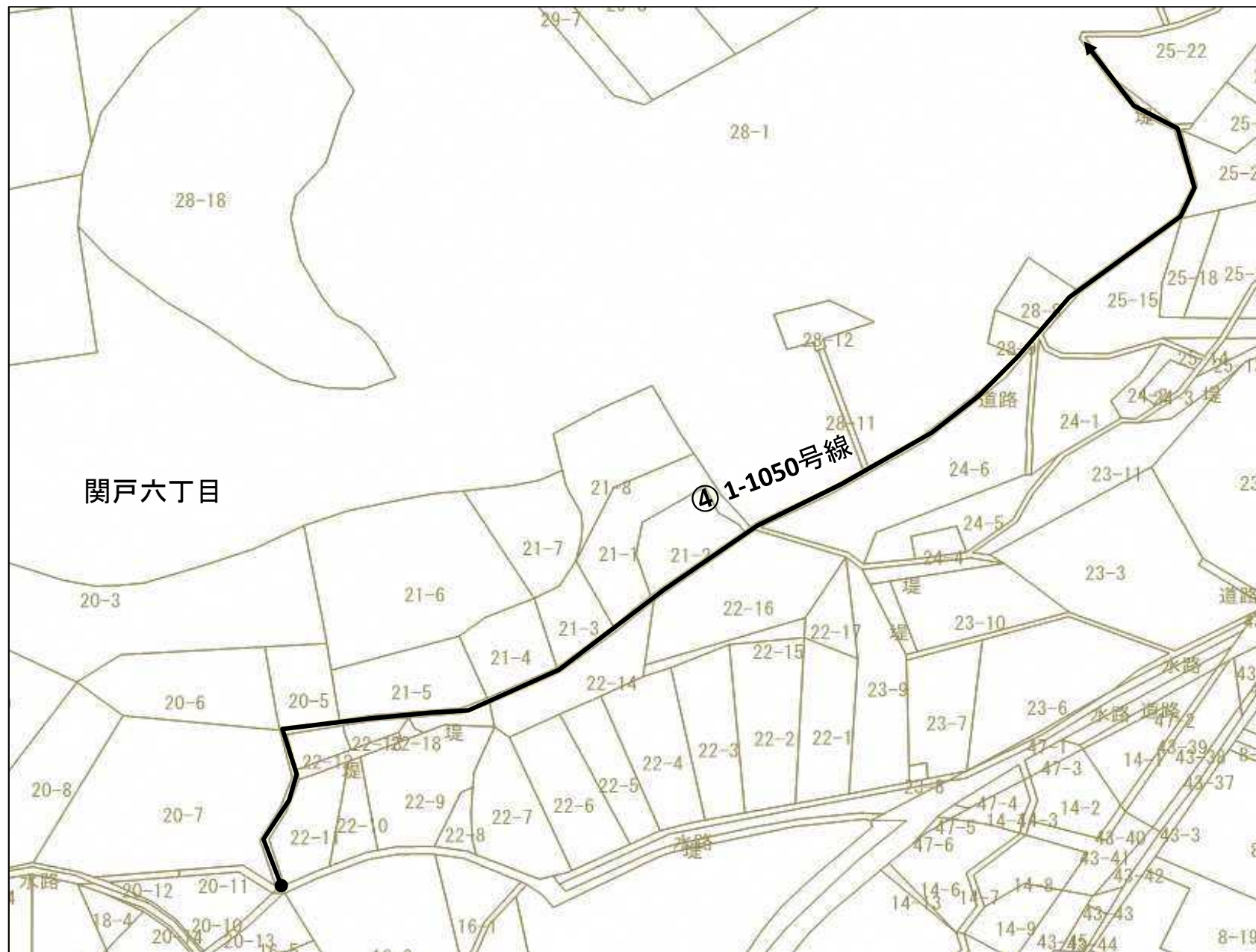
④ 1-1050号線



凡例	
起点	●—
終点	—→

廃止路線土地所在図

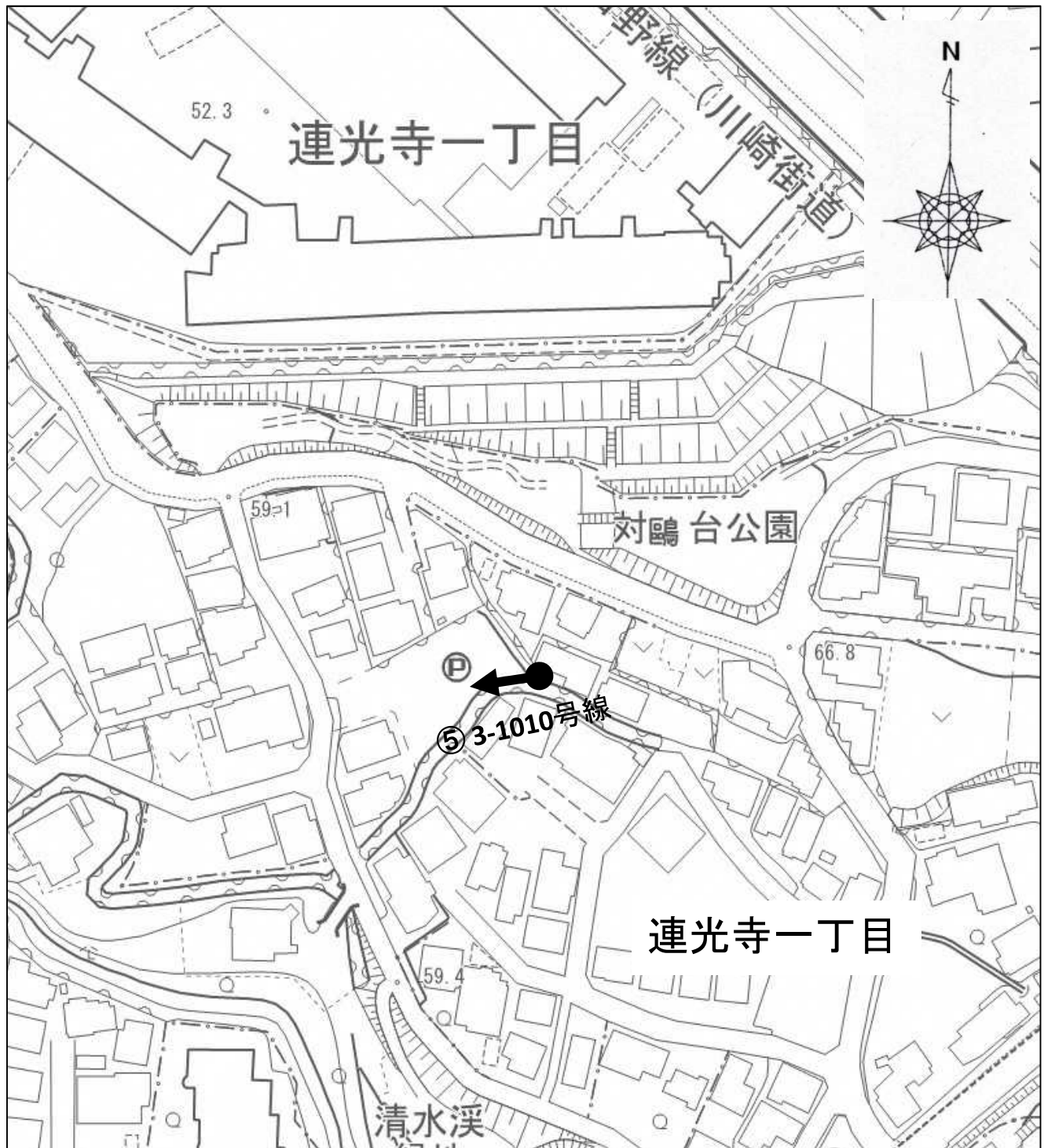
④ 1-1050号線



縮尺 1/1000

凡例	
起点	●——
終点	————→

⑤ 3-1010号線



凡例	
起点	●——
終点	——→

⑤ 3-1010号線



縮尺 1/500

凡例	
起点	●——
終点	——→

第 2 2 号議案

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条
例（平成 2 7 年多摩市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| (1) 生活保護関係情報であって
規則で定めるもの |
| (2) 地方税関係情報であって規
則で定めるもの |
| (3) 生活保護法に準じた外国人
の保護に関する情報であって
規則で定めるもの |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第23号議案

多摩市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置の目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大により市民生活、地域経済等に多大な影響が生じている状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、市民生活の支援、地域経済の回復及び活性化、医療提供体制の整備その他の新型コロナウイルス感染症への対策のための事業に要する経費に充てるため、多摩市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び感染拡大の影響に対する支援として国又は東京都が多摩市に交付する交付金、補助金その他の収入は、予算で定めるところにより、基金に積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、予算に計上し、第1条に規定する事業に要する経費に充てるものとする。ただし、必要があると認めるときは、基金に繰り入れることができる。

(繰替運用)

第5条 多摩市長（以下「市長」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(取崩し)

第6条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、多摩市財政調整基金条例（昭和39年多摩市条例第6号）第1条に規定する多摩市財政調整基金に積み立てるものとする。

第 2 4 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表専門スタッフの部教育相談員の項を次のように改める。

教育相談員	月額	(30時間) 259,440円
		(24時間) 207,550円
	日額	11,976円

別表補助スタッフの部保育補助員の項中「保育補助員」を「保育等補助員」
に改め、同部子育てセンター相談等補助員の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後に、この条例による改正前の多摩市会計年度任用
職員の任用、勤務条件等に関する条例の規定により支払われるべき報酬及び
費用弁償の支給については、なお従前の例による。

第 25 号議案

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する
条例

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例（平成 8 年多摩市条例第 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 緊急支援資金 大規模な災害その他の地域経済に著しい影響を及ぼすお
それがある事態が生じた場合において、事業を継続して営むため緊急に必
要な中小企業者の運転資金をいう。

第 3 条第 1 項中「及び創業支援資金」を「、創業支援資金及び緊急支援資金」
に改める。

第 4 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（中小企業者支援資金貸
付けあっせん）」を付し、同条中「中小企業者支援資金の貸付けあっせんを受
けようとする者は、中小企業者で」を「多摩市長（以下「市長」という。）は」
に、「備えていなければならない」を「備える中小企業者に対し、中小企業者
支援資金の貸付けあっせんを行う」に改める。

第 4 条の 2 に見出しとして「（小規模企業者支援資金貸付けあっせん）」を
付し、同条中「小規模企業者支援資金の貸付けあっせんを受けようとする者は
、小規模企業者で」を「市長は」に、「備えていなければならない」を「備え
る小規模企業者に対し、小規模企業者支援資金の貸付けあっせんを行う」に改
める。

第 5 条に見出しとして「（創業支援資金貸付けあっせん）」を付し、同条中
「創業支援資金の貸付けあっせんを受けようとする者」を「市長」に、「備え

ていなければならない」を「備える者に対し、創業支援資金の貸付けあつせんを行う」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(緊急支援資金貸付けあつせん)

第5条の2 市長は、地域経済及びこれに著しい影響を及ぼすおそれがある事態の状況を勘案して必要と認める場合に限り、保証協会の保証資格を有し次に掲げる要件を備える中小企業者に対し、緊急支援資金の貸付けあつせんを行う。

(1) 第4条第1号から第6号まで(保証協会の保証を得ることができる場合は、第6号を除く。)に掲げる要件を満たしていること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件を満たしていること。

第7条第2号中「創業支援資金」の次に「及び緊急支援資金」を加える。

第13条の2第3号中「又は第5条第1号若しくは第2号」を「、第5条第1号若しくは第2号又は第5条の2第1号(第4条第1号又は第2号に係る要件に限る。)」に改める。

第14条第2号中「第8号」を「第9号」に改め、同条第4号中「規定する」を「掲げるものの」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 26 号議案

多摩市立老人福祉館条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立老人福祉館条例の一部を改正する条例

多摩市立老人福祉館条例（昭和 53 年多摩市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表多摩市立連光寺老人福祉館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第 27 号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和 46 年多摩
市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表子育てサポート事業の部子育てセンター事業補助金の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 28 号議案

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険条例（昭和 34 年多摩市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第29号議案

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例

多摩市介護保険条例（平成12年多摩市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「25,900円」を「28,000円」に改め、同項第2号中「34,600円」を「37,400円」に改め、同項第3号中「43,200円」を「46,100円」に改め、同項第4号中「49,000円」を「53,000円」に改め、同項第5号中「57,700円」を「62,400円」に改め、同項第6号中「64,600円」を「69,800円」に改め、同号ア中「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「73,800円」を「79,800円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号中「80,200円」を「87,300円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号中「89,100円」を「102,900円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号中「97,800円」を「121,600円」に改め、同号ア中「600万円」を「500万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号中「1

09, 900円」を「140, 400円」に改め、同号ア中「600万円以上1, 000万円未満」を「500万円以上600万円未満」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第14号中「135, 500円」を「234, 000円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第13号中「126, 900円」を「218, 400円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第12号中「118, 200円」を「202, 800円」に改め、同号ア中「1, 000万円」を「1, 500万円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号の次に次の3号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 156, 000円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 171, 600円

ア 合計所得金額が800万円以上1, 000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 187, 200円

ア 合計所得金額が1, 000万円以上1, 500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

第14条第2項中「平成31年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「平成31年度においては18, 700円とし、令和2年度においては14, 400円」を「15, 600円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「18, 700円」とあるのは「27, 400円」と、「14, 400円」を「15

、600円」に、「20,100円」を「21,800円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「18,700円」とあるのは「41,800円」と、「14,400円」を「15,600円」に、「40,300円」を「43,000円」に改める。

第16条第3項中「若しくは第14号」を「、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に、「第14号まで」を「第16号まで」に改める。

第19条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日」を「減免を受けようとする年度の3月末日」に改める。

附則第10条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第14条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第14条及び第16条第3項の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第 30 号議案

多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成
30 年多摩市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 34 条」の次に「・第 35 条」を加える。

第 3 条に次の 2 項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、
必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の
措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、
法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を
活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 7 条第 2 項中「できること」の次に「、前 6 月間に当該指定居宅介護支援
事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介
護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等
」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、
前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画
に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業
者又は指定地域密着型サービス事業者（法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定
地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」
を加える。

第 16 条第 9 号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信
機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるもの

とする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第30号を同条第31号とし、同条第21号から同条第29号までを1号ずつ繰り下げ、同条第20号の次に次の1号を加える。

- (2) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、事業の」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条中「市長」を「多摩市長」に改め、同条を第35条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）、第16条第28号（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第30号を同条第31号とし、同条第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、同条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。（虐待の防止のための措置に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第30条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新条例第21条（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第

33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

第 3 1 号議案

多摩市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例

多摩市指定地域密着型サービス基準条例（平成 2 8 年多摩市条例第 1 9 号）
の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 3 0 条」の次に「・第 2 3 1 条」を加える。

第 3 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の
ため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施す
る等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに
当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他
必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 6 条第 5 項第 1 号中「いう。」の次に「第 4 7 条第 4 項第 1 号及び」を加
え、同項第 2 号中「いう」の次に「。第 4 7 条第 4 項第 2 号において同じ」を
加え、同項第 3 号中「いう」の次に「。第 4 7 条第 4 項第 3 号において同じ」
を加え、同項第 4 号中「いう」の次に「。第 4 7 条第 4 項第 4 号において同じ」
を加え、同項第 5 号中「いう。」の次に「第 4 7 条第 4 項第 5 号、」を加え、
同項第 6 号中「いう。」の次に「第 4 7 条第 4 項第 6 号、」を加え、同項第 7
号中「いう。」の次に「第 4 7 条第 4 項第 7 号、」を加え、同項第 8 号中「い
う。」の次に「第 4 7 条第 4 項第 8 号及び」を加える。

第 3 1 条第 8 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、事業の」に改
め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 3 2 条に次の 1 項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を

記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第75条第1項及び第116条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止のための措置）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。」を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付け

る業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、事業の」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問

介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条」を「第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条まで」に、「第33条及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第70条第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、事業の」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第71条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第71条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第73条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第74条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第75条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第78条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第78条の3中「、第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条において」を「第34条第1項において」に改め、「いう。）」と」の次に「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」を加え、「及び第71条第3項」を「、第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号」に改める。

第92条中「次に」を「、次に」に改め、同条第9号中「その他」を「前各

号に掲げるもののほか、事業の」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第96条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」とあるのは「療養通所介護従事者」と、第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第71条第3項」の次に「及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号」を加える。

第101条第1項中「事業所又は施設」の次に「(第103条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第102条第2項中「第111条第7項」の次に「、第138条第9項」を加える。

第103条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「従事すること」の次に「又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事すること」を加える。

第107条第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、事業の」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第109条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第111条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」

に改める。

第112条第3項中「第139条第2項」を「第139条第3項」に改める。

第116条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第129条第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、事業の」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第130条第2項中「様態や」を「様態、」に、「はやむを得ないものとする」を「ができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認める場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認める日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認める場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第136条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第71条第3項」の次に「及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号」を加える。

第138条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められる

ときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第138条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第139条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第141条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、ただし書を削る。

第145条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第156条において準用する第75条第1項に規定する運営推進会議における評価

第149条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第150条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、事業の」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第151条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第151条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第156条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第7章第4節」と」の次に「、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第165条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第172条第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、事業の」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第173条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第173条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当

な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第176条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第4節」との次に「、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第178条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第178条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第178条第8項中「、栄養士、機能訓練指導員」を「、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員」に改め、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「栄養士又は機能訓練指導員により」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第184条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第185条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第190条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第190条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生^{くわう}の管理）

第190条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第195条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第196条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第196条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第198条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第202条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第204条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第207条第1項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）中「次のいずれかを満たす」を「10.65

平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする」に改め、同号ア（ウ）A及びBを削る。

第209条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第213条第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第216条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第218条第11項中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第229条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第71条中」を「第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中」に改める。

第230条を第231条とし、第11章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第230条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提

供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第78条、第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条及び前条において準用する場合を含む。）、第143条第1項、第163条第1項、第182条第1項（第216条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第6項中「指定介護老人福祉施設基準」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止のための措置に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の多摩市指定地域密着型サービス基準条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新条例第59条、第78条、第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新条例第31条、第55条、第70条（新条例第78条の3において準用する場合を含む。）、第92条、第107条、第129条（新条例第229条において準用する場合を含む。）、第150条、第172条、第195条及び第213条の規定の適

用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2（新条例第59条、第78条、第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第32条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（新条例第59条において準用する場合を含む。）及び第74条第2項（新条例第78条の3、第96条、第109条、第136条、第156条、第176条及び第229条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第71条第3項（新条例第78条の3、第96条、第109条、第136条及び第229条において準用する場合を含む。）、第151条第3項、第173条第4項、第196条第3項及び第214条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 6 施行日以後、当分の間、新条例第207条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第178条第1項第3号ア及び第214条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であつ

て、この条例による改正前の多摩市指定地域密着型サービス基準条例第207条第1項第1号ア（ウ）Bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第190条の2（新条例第216条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第190条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第190条の3（新条例第216条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第190条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 10 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第202条第1項（新条例第216条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第202条第1項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 11 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第198条第2項第3号（新条例第216条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

第 3 2 号議案

多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 2 7 年多摩市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 6 条」の次に「・第 3 7 条」を加える。

第 3 条に次の 2 項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 2 0 条第 6 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、事業の」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 2 1 条に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じな

ればならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討す

る委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第36条中「市長」を「多摩市長」に改め、同条を第37条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）、第33条第28号（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止のための措置に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第5項及び第29条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新条例第20条(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

第 33 号議案

多摩市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例

多摩市指定地域密着型介護予防サービス基準条例（平成 28 年多摩市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 90 条」の次に「・第 91 条」を加える。

第 3 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 8 条第 1 項中「又は施設」の次に「（第 10 条第 1 項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第 9 条第 2 項中「第 44 条第 7 項」の次に「及び第 70 条第 9 項」を加える。

第 10 条第 1 項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「すること」の次に「又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事すること」を加える。

第 27 条第 10 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、事業の」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図る

こと。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通

所介護事業所」に改め、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第57条第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、事業」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条第2項中「様態や」を「様態、」に、「はやむを得ないものとする」を「ができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認める場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認める日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認める場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第64条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2、第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第70条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行

うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第70条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第71条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第73条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第77条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第78条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第79条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、事業の」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第80条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第85条中「第31条から第34条まで、第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項）」を「第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項）」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第86条第2項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第90条を第91条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第90条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第64条及び第85条において準用する場合を含む。）、第75条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止のための措置に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の多摩市指定地域密着型介護予防サービス基準条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第37条の2(新条例第64条及び第85条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新条例第27条、第57条及び第79条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条の2(新条例第64条及び第85条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第28条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第2項(新条例第64条及び第85条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第31条第2項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう

努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第3項（新条例第64条において準用する場合を含む。）及び第80条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

第 3 4 号議案

多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市営住宅条例の一部を改正する条例

多摩市営住宅条例（平成 9 年多摩市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 項中「入居者は、」を「市長は、入居者が」に、「納付しなければならない」を「徴収することができる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。